

平成23年11月18日
第2336号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建設業の許可の取り消し（483・山本地域振興局総務企画部）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了（484・秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 道路区域の変更（485～487・秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了（488・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 海区漁業調整委員会指示
- 採捕の制限（2）…………… 3

告 示

秋田県告示第483号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年11月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
伊山板金店
能代市字中柳25番地7
伊 山 和 義
秋田県知事許可（般-22）第012271号
- 3 処分の内容
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年11月7日付けで屋根工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成23年9月27日付け指令秋建-2-24で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名
男鹿市船越字内子294番地3
社会福祉法人幸泉会 理事長 仲 村 正
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
男鹿市船越字内子294番3、294番46

秋田県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年11月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
-------	-----	-----	-----	-----------------	----------------

県 道	旧	北の又井川線	南秋田郡井川町坂本字山崎38番地先から74番2地先まで	7.00～11.00	0.272
	新	北の又井川線	〃	7.00～13.00	0.272

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年11月18日から同年12月1日まで

秋田県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年11月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	男鹿琴丘線	男鹿市脇本富永字大牧110番から191番まで	20.00	0.020
	新	男鹿琴丘線	〃	20.00	0.020

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年11月18日から同年12月1日まで

秋田県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年11月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田御所野雄和線	秋田市雄和左手子字板沢1番2から字前谷地97番2まで	11.00～33.00	1.319
	新	秋田御所野雄和線	〃	11.00～22.00	1.319

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年11月18日から同年12月1日まで

秋田県告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成23年5月30日付け指令由建-435で許可した開発行為（第2工区）に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

由利本荘市荒町字塙台1番地

秋田しんせい農業協同組合 代表理事組合長 畠 山 勝 一

2 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市大谷字大谷7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、293番、299番、300番、301番及び302番

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成23年11月18日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

（採捕の制限）

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。

ただし、第二種共同漁業権を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣（から釣りを除く。）、やす、は具若しくは徒手により採捕する場合は、この限りでない。

1 禁止区域

水深30メートル以浅の沿岸海域

2 禁止期間

告示の日から平成24年1月31日まで

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号